

## 建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類等の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

### 【建築基準法第51条(要旨)】

都市計画区域内においては、廃プラスチック類等の破碎など政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ建築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。

### 【申請概要】

申請者	敷地の位置(用途地域)	面積	備考(処理施設の種類及び処理能力)
株式会社北環 代表取締役 笠原 道明	北九州市若松区 向洋町 40-5 及び 6  (工業専用地域)	敷地面積 36,028.79㎡ 建築面積 2,806.58㎡ (申請部分 2,806.58㎡)  延床面積 3,278.14㎡ (申請部分 3,278.14㎡)	廃棄物処理施設の種類 ・ <b>廃プラスチック類の破碎施設(t)</b> <u>540.96トン/日(24時間)</u>  ・ <b>木くずの破碎施設(t)</b> <u>1020.00トン/日(24時間)</u>  ・ <b>がれき類の破碎施設(t)</b> <u>914.88トン/日(24時間)</u>  ※処理能力は、建築基準法第51条の許可に係るもの

### 【建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とする理由】

申請者は計画地において、産業廃棄物の適正処理を行い、循環型社会の形成と地域産業の活性化を目指しており、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎を行う産業廃棄物処理施設の設置を計画している。

今回の計画では、廃プラスチック類、木くず、がれき類の破碎施設の1日当たりの処理能力が、建築基準法施行令第130条の2の2に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当することから、建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とするものである。